

公 共 ま す 設 置 承 諾 書

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

土 地 所 有 者 住 所

氏 名

排水設備設置義務者 住 所
又は公共ますを供用
する者の代表者

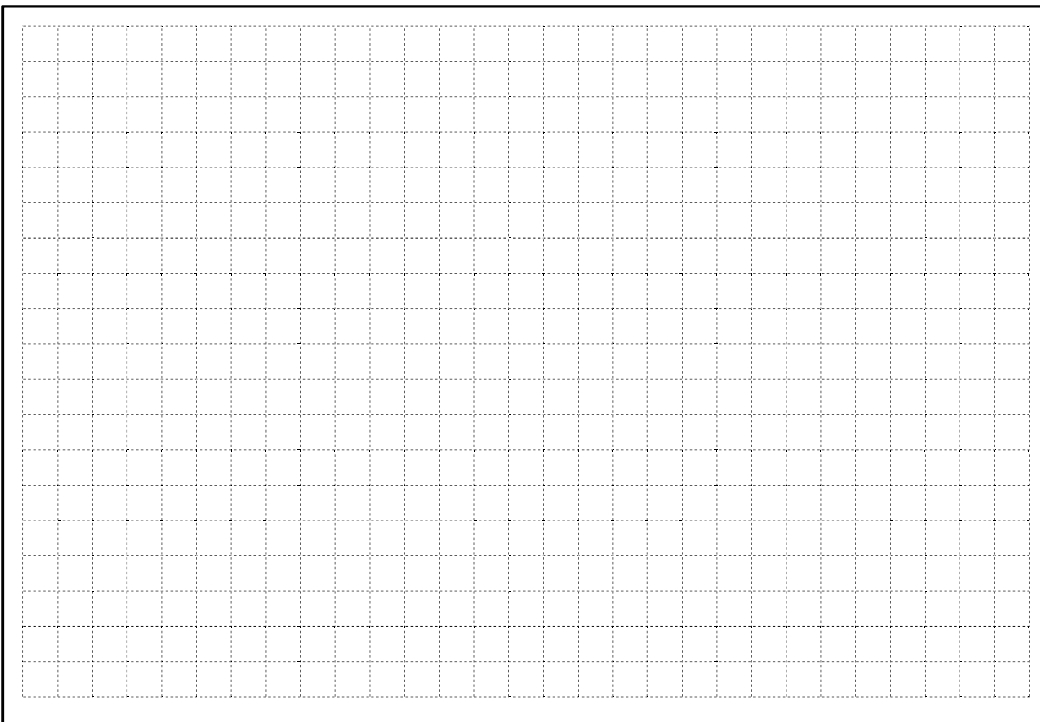
氏 名

下記により公共ますの設置を承諾します。

記

- 1 設 置 場 所 新潟市（下図のとおり）
- 2 土地の使用期間は、公共ますを設置しておくことを必要とする期間とします。
- 3 土地の使用料は無料とし、この土地に係る公租公課は土地の所有者が負担します。
- 4 公共ますの保管は、排水設備義務者（公共ますを共用する場合は代表者）が善良な管理者の注意をもって行います。
- 5 土地の権利を他に移転しようとするときは、新たに権利者となる者にこの公共ますにかかる権利義務を承継させます。

公 共 ま す の 設 置 場 所



公共ますについて

公共ますは市が1宅地に1個（建物や敷地の状況によっては何世帯かで共同使用となります。）を設置します。

新潟市では、排水設備工事（宅地内の下水道設備で個人がつくります。）で再び道路を掘り返さないように、公共ますを私有地内に設置させていただいております。この承諾書はそのためのものです。

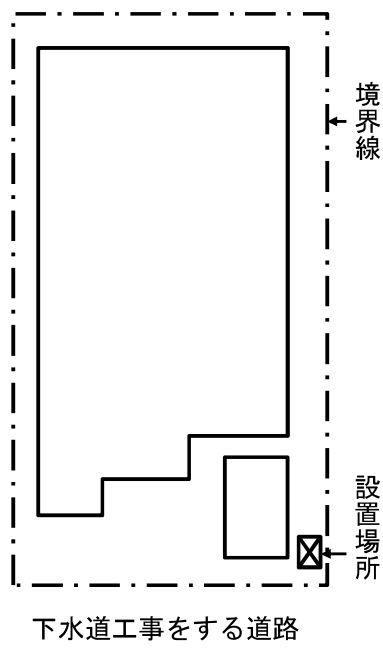
設置したますは簡単に移すことができません。設置場所は次のことをよくご検討の上選定し、記載例を参考にしてご記入下さい。

- (1) 下水道工事をする道路に最も近い場所
- (2) 台所、風呂場、手洗など水を使用する場所から配管に便利な場所
- (3) 将来にわたり移設を必要としない場所

なお、場所により設置できないところもあります。（例 高く盛土されているところなど）

設置場所記載例

単独使用の例



共同使用の例（隣合せのとき）

